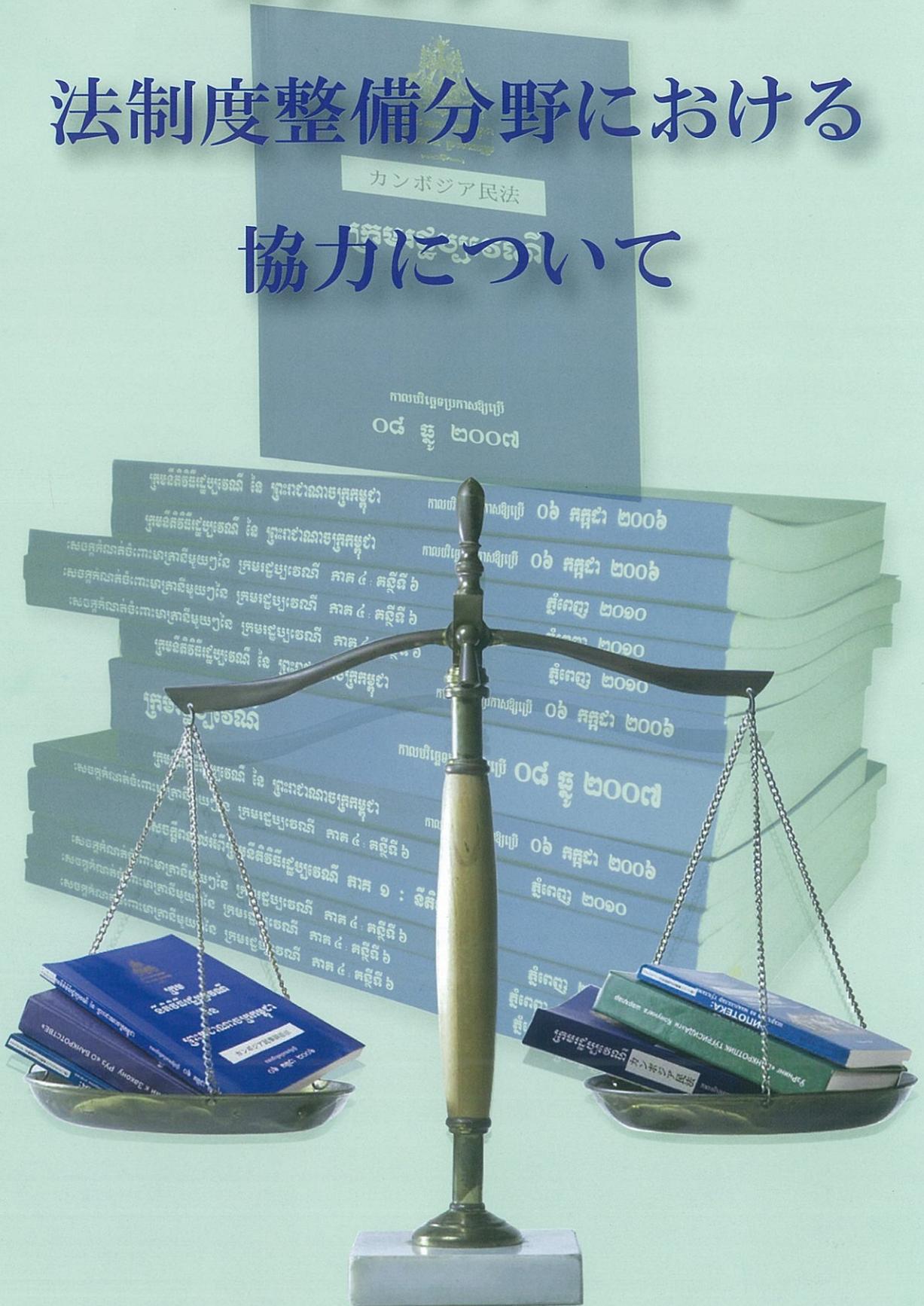


# カンボジア王国

## 法制度整備分野における

### 協力について



# カンボジア国法制度整備分野における協力について

## 1. カンボジアの法・司法セクターの現状と課題

### カンボジアの法制度整備の経緯

- ・フランス植民地時代から独立(1953年)後、1975年まで: フランス法の強い影響  
民事分野の基本法は完備(1920年民法・民事訴訟法)
- ・1975年から1979年まで(ポルポト政権時代):  
「法律、裁判制度及びそれらを支える社会基盤の廃止や機能停止」  
「法律実務家を含む知識人迫害」
- ↓
- 「司法の真空状態」
- ・1979年から1991年まで: 内戦状態～社会主義  
法制度整備の遅れ
- ・1991年から1993年まで: 国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC)時代  
法制度整備は外国に丸投げの状態
- ・1993年以降: 完全な自由市場経済化、複数政党制民主主義、  
「法の不存在」の顕在化→外国からの投資を受ける素地としての法律・制度の必要性

### カンボジアの法・司法セクターの課題

- ①基本法整備
- ②人材育成
- ③一般市民の裁判所へのアクセスの制約
- ④判決の実効性の弱さ
- ⑤裁判官や司法関係者の汚職、グッドガバナンスの推進
- ⑥市場経済化・経済発展にともなう法制度整備の必要性

## 2. カンボジア政府の戦略と我が国の支援方針

### 「四辺形戦略2」(2008)

「グッドガバナンス」=中心課題  
(1)汚職対策、(2)法・司法改革、(3)行政改革  
(地方分権化・業務分散化含む)、(4)軍改革

### 「国家開発計画」(2009-2013) 目標: 貧困削減と経済発展

「法・司法改革」  
・基本法整備  
・法の普及のための研修  
・裁判官、検察官、書記官、捜査当局強化等

### 日本政府の法整備支援方針: 第21回海外経済協力会議(H21年4月)

「法制度整備支援に関する基本方針」  
・法整備支援をわが国の海外経済協力の重点分野の一つに位置づける  
・支援重点国: 中国、モンゴル、カンボジア、インドネシア、ラオス、ベトナム、ウズベキスタン  
・支援分野: 民事・刑事法制などの基本法分野に加えて経済法分野も積極的に支援する  
・わが国の支援の特長: 相手国と対話・調整、国の実情・ニーズに見合った支援、相手国自身による法の運用までを見込んだ支援  
・法曹人材等の育成・活用のための基盤整備を図り、オールジャパンによる支援体制を強化する。

### 「法・司法改革戦略」(2003), 「法・司法改革行動計画」(2005)

#### ●優先課題

- 1) 基本的人権・自由の保護
- 2) 法的枠組みの近代化
- 3) 法・司法に関するアクセスの強化
- 4) 法的手続き、司法サービスの質の改善
- 5) 司法機関の強化(裁判及び検察機能)
- 6) 代替的紛争解決手段の強化等
- 7) 法・司法機関の強化

### JICA国別援助実施方針

#### ○協力方針

民法・民事訴訟法の運用・普及支援、裁判官・検察官養成校等による人材育成支援を継続することにより、法司法制度改革の推進に貢献していく。具体的な協力の方向性は下記のとおり。

#### ① 法令起草・運用支援

JICAの既往の協力による民法・民事訴訟法の成立をふまえ、今後は司法省の立法局・民事局を中心に、民法・民事訴訟法の運用のための組織体制強化、制度整備、関連法案の起草・立法化、司法関係者への普及活動を重点的に支援する。特に起草・立法化支援に際しては、従来日本側が担ってきたイニシアティブをカンボジア側に移し、カンボジア側人材自身による法令起草能力強化を重視していく。

#### ② 法曹人材育成

裁判官・検察官養成校等の運営能力、養成能力向上を支援することにより、法曹実務人材の育成をはかり、民法・民事訴訟法に基づいた適切な民事裁判が行われることを目指す。また、大学における法学教育の質の向上を通じて、実務教育の更なる充実を図る事も検討する。

## 3. カンボジア法整備支援の経緯

### 法制度整備

1999. 3-2003. 3 法制度整備プロジェクト(フェーズ1)  
法律関係者のトレーニング、民法・民事訴訟法ドラフト起草
2004. 3-2008. 3 法制度整備プロジェクト(フェーズ2)  
民法・民事訴訟法立法化、付属法令起草、逐条解説、教科書作成
2008. 4-2012. 3 法制度整備プロジェクト(フェーズ3)  
司法省の実務改善、執行官法・不動産登記法令等起草、普及支援

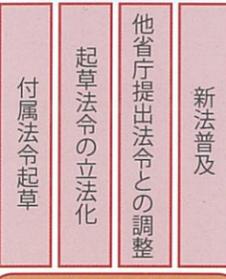
### 裁判官・検察官養成

2005. 11-2008. 3 裁判官検察官養成校民事教育改善プロジェクト  
カリキュラム改訂、教材作成、新規養成
2008. 4-2012. 3 裁判官検察官養成校民事教育改善プロジェクト(フェーズ2)  
教材改訂、教官・教官候補生養成、新規養成、現職研修

### 弁護士会強化

2001. 7-2002. 7 開発パートナー事業
2002. 9-2005. 8 弁護士養成校設立、法律扶助活動支援
2007. 6-2010. 6 弁護士会司法支援プロジェクト  
弁護士養成校運営強化、新規要請(民事教育)、現職弁護士継続教育

### プロジェクト概念図



司法省の人材育成・能力強化



教育機関としての民事法教育体制作り



弁護士会・弁護士養成校支援

### これまでの主な成果

#### 【起草法令】

民法、民事訴訟法、民事過料手続法、人事訴訟法、民事非訟事件手続法、裁判上の寄託に関する省令等

#### 【出版物】

民法条文、民事訴訟法条文、民法逐条解説書、民事訴訟法逐条解説書、民事訴訟法要説

#### 【日本支援の卒業生数】

235名(2011年1月現在)

#### 【成果物】

カリキュラム、民事第一審手続マニュアル・DVD、不動産仮差押手続マニュアル、不動産競売手続マニュアル、民法・民事QA集等

#### 【日本支援の卒業生数】

359名(2011年1月現在)

#### 【成果物】

民事実務改善ガイドブック等

### ～2012年3月

プロジェクト目標:  
民法・民事訴訟法が適切に運用されるために、司法省が必要な施策を執れるようになる。

プロジェクト目標:  
裁判官・検察官養成校において裁判官・検察官養成のために必要な民法・民事訴訟法に基づく民事裁判実務に関する民事教育が自立的に実施できるようになる。

### 終了済

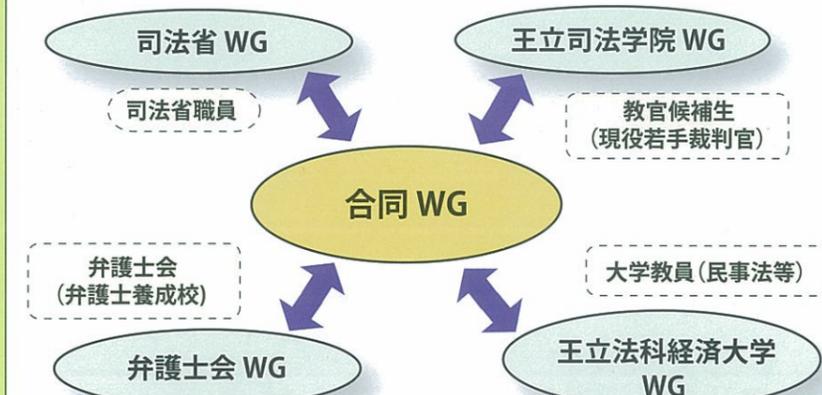
プロジェクト目標:  
弁護士会及び弁護士養成校が質の高い弁護士の発展のための質の高い訓練を実施する。

## 4. 今後の方向性

2012年4月以降  
民法・民事訴訟法及び関連法令の定着のための人材育成に焦点を当て、プロジェクトを一本化

上位目標: カンボジアの司法関係者及び行政機関職員が民法、民事訴訟法及び関連法令を適切に解釈、運用するとともに、将来自立的、持続的に現行法の運用及び新法の起草を行えるようになる。

### 【次期プロジェクトワーキンググループ活動イメージ図】



カンボジアにおける民法、民事訴訟法その他民事関連法の適切な運用のため、司法省(MOJ)、王立司法学院(RAJP)、弁護士会(BAKC)、大学(王立法科経済大学(RULE))に、条文や制度の背景にある趣旨を理解するとともに、法解釈論についても議論し、また、将来にわたり人材の再生産や普及のための活動を行うことができるような中核人材を育成する。

【司法省による民事法運用支援】  
司法省が内部・外部からの照会や質問及び、民事関連法令の起草・改正、運用に対し、適切に対応する体制整備及び能力育成に対する支援活動



独立行政法人 国際協力機構  
Japan International Cooperation Agency

〒102-8012  
東京都千代田区二番町5-25  
二番町センタービル  
TEL: 03-5226-6660~6663 (代表)  
<http://www.jica.go.jp/>

Cambodia Office:  
#61-64, Preah Norodom Blvd.,  
Phnom Penh, Cambodia.  
Tel: +855 (0) 23 211 673  
Fax: +855 (0) 211 675  
<http://www.jica.go.jp/>

